

## 瀬戸内海環境保全審議会企画部会報告骨子案に対する意見の提出について

---

平成10年10月29日

瀬戸内海環境保全審議会企画部会長  
中西 弘様

瀬戸内海研究会議  
会長 岡市 友利

### 瀬戸内海環境保全審議会企画部会報告骨子案に対する意見の提出について

「瀬戸内海環境保全審議会」において平成9年9月以来審議がおこなわれてきました「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」に関して、このたびその企画部会報告の骨子となる「瀬戸内海環境保全審議会企画部会報告骨子案」が平成10年10月9日付けで公表されました。

「瀬戸内海研究会議」では、瀬戸内海を持続的発展が可能な社会のモデル地域にするという観点にたち、「環境保全・創造施策」に対する議論を重ねてきた結果をとりまとめ、本年2月に神戸で開催された貴部会において「意見書」として提出し、副会長、企画委員長が陳述したところであります。

しかし、このたびの「企画部会報告骨子案」の公表とあわせて、当骨子の内容に対し各界各層に対する意見の募集がありましたので、私ども研究会議でもさきに提出した当会議の「意見」を基に改めてこの内容について検証を行い、今後行われる「企画部会報告」の作成にあたって考慮すべき点を整理し、その結果を別紙のとおりとりまとめました。

つきましては、これを部会報告骨子案に対する「瀬戸内海研究会議としての意見」として提出することといたしますので、是非、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

---

### 別紙

#### 1. 公表された「瀬戸内海環境保全審議会企画部会報告骨子案」に対する評価について

(1) 今般の「瀬戸内海環境保全審議会企画部会報告骨子案」公表までに「瀬戸内海環境保全審議会企画部会」が実施した3回にわたる現地小委員会の開催、一般意見等募集など、審議の公開性、透明性に配慮した一連の経過は評価できる。

(2) 当初、これまでの保全型施策のあり方と瀬戸内海の現状についての十分な検証抜きに提起され、諮問理由の中心となった「創造型施策」に対する考え方が、本部会報告骨子にあっては、今後の開発の免罪符となる恐れがあった「新たな環境を創り出す施策」というコンセプトでなく、規制型・保全型施策のさらなる充実のうえに「失われた環境を取り戻す施策」の展開を当企画部会報告骨子の基本的考え方としたことは評価できる。

(3) 「失われた環境を取り戻す施策」の推進方策のひとつとして「調査・研究、技術開発の推進」を掲げるとともに、瀬戸内海に関する環境情報や研究成果等のデータベースの構築の重要性をあげたことは評価できる。

2. 今後の「瀬戸内海環境保全審議会企画部会・部会報告」に際して配慮すべき点について

(1) 骨子案の4頁には、「環境政策をめぐる新たな流れ」が記載されている。

この観点から瀬戸内海の重要性や特徴を踏まえた環境保全・創造の目標・理念を、5頁の第2の「瀬戸内海における今後の環境保全の取組に対する基本的な考え方」に加筆する必要がある。

(2) 石油化学や造船など、装置型で比較的古い体質をもつ企業が集積する瀬戸内海の沿岸においては、最近の経済のグローバル化や高度化のもとで大幅な構造転換が求められ、それに対応して沿岸土地利用の変化も次第に顕著になりつつある。

他方、中山間部や島嶼部では極度の人口減少・高齢化が進み、地域社会の持続性の確保が危ぶまれている。

このようなともすれば地域環境の荒廃につながる経済社会の急速な変化をただ傍観するのではなく、海域・海岸・島嶼・山林のもつ環境資源としての価値を再評価し、それらを生かした環境産業等の立地・育成や地域環境を保全・創造するための地域社会の活動を公的立場からも支援してゆく姿勢が重要である。

(3) 瀬戸内海が本来有していた美しい景観と豊かな生物生産などの環境資源としての「多様性」が高度成長期の諸活動（埋立、汚染物質の排出、資源の浪費等）によって失われ、均一化、単一化によって脆弱な環境となった。

「失われた環境を取り戻す施策」とは瀬戸内海が本来有していた「多様性」を再生、修復するための施策であることを理念として明確化することが必要である。

(4) 保全型施策のさらなる充実を図るため、厳格な監査機能を果たすシステムの構築が必要である。さらに瀬戸内海の自然と人間が共生可能な新たな環境施策の展開にあたっては、流域水環境と海域環境をあわせて総合的に環境管理を行うという視点の導入が必要である。

(5) 瀬戸内海の環境保全に関しては、従来関係省庁等がそれぞれ縦割りの的に取り組んできたが、この機会に各省庁・各自治体の垣根を取り払って瀬戸内海の失われた環境を取り戻すという総合調整機能の必要性を強く打ち出すべき必要がある。

さらに瀬戸内海の環境保全のためには、研究者、自治体、事業者、住民、民間団体等それぞれの役割に応じた取組が必要であることはもちろん、それぞれの参加と有機的な連携が必要である。

そのための新たな「仕組み」を構築することが必要である。

(6) 埋立は、水質の悪化、生物の生息・生育環境の変化、健全な生態系の破壊、自然景観の改変等、多岐にわたる環境変化の原因となりうるから、生物生産性が高く、水質浄化にも重要な浅海域の埋め立ては厳に抑制することを明確化することが必要である。

(7) 従来からの伝統的な手法、すなわち、行政処分・罰則、及び行政指導をもとにした手法では十分な成果があがってこなかった歴史をふまえ、新しい行政手法の法定化と事後のフォローシステムの採用等、諸手段の総合化、計画化をはかるべきである。

また、手続きに関しては一層の透明化、市民参加、説明責任の明確化をはかるべきである。